



地 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、ヘルパーを派遣して必要となる移動の介助や外出の支援を行います。障がいの状況、介護者の状況や介護できない状況を聞き取り支給決定します。

ただし、障害者総合支援法及び介護保険の外出介護サービスが受けられる方は、各制度が優先されます。

■対象

次の(1)から(5)のいずれかに該当する方で、障がいの状況、介護者の状況等により支給の可否を決定します。

- (1) 視覚障がい者(児)
- (2) 全身性障がい者(児)
- (3) 知的障がい者(児)
- (4) 精神障がい者(児)
- (5) 難病等患者で四肢機能に著しい制限があり、医師の意見書により区長が必要と認めた方

■利用方法

- ① 事前に申請し、支給量及び利用者負担月額の決定を受けます。
- ② 支給量の範囲内で、区指定の事業者と移動支援の契約を結び移動支援計画書を作成します。
- ③ 移動支援計画に基づきサービスを受け、所定の利用者負担額を事業者に支払います。
- ④ 区は、利用者に代わってサービス費用(利用者負担額を除く。)を事業者に支払います。

■利用者負担額

サービス費用の10%を負担いただきます。ただし、利用者の所得に応じてひと月の負担上限月額を設定(P24)されています。サービス費用の10%の額が負担上限月額を超える場合は、負担上限月額として定められた金額をお支払いください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課(表紙、P28)

福祉タクシー・自動車燃料費(移送サービス利用券)

歩行困難な心身障がい者(児)に、福祉タクシー・自動車燃料費に使用できる移送サービス利用券を交付します。ただし、障害者施設・養護老人ホーム及び軽費老人ホーム等の施設入所者は年度内2か月分を限度として交付します。また、特別養護老人ホームに入所している方は対象になりません。

■対象

- ① 身体障害者手帳下肢・体幹機能障がい1～3級
- ② // 移動機能障がい1～3級
- ③ // 視覚障がい1・2級
- ④ // 内部障がい1・2級
- ⑤ 愛の手帳1・2度

なお、2つ以上障がい重複している場合は、総合等級ではなく個別の障がい要件に該当するかどうかを判断します。

■内容

下表の区分に応じた利用券を申請のあった月から交付します。

対象区分	券種	1月あたりの交付枚数
65歳未満の方	200円	20枚
65歳以上の方		18枚
生活保護を受給されている方		12枚

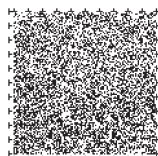
※生活保護を受給されている方は、年齢にかかわらず1月あたり12枚を交付します。

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。
身体障害者手帳又は愛の手帳
更新申請の必要はありません。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課(表紙、P28)
障害福祉課障害者支援(障害事業)
☎03-5744-1251
FAX 03-5744-1555





※移送サービス利用券を他人に譲渡・売買することは禁じられています。
 ※利用にあたっては必ず手帳を提示してください。
 ※手帳を提示することで運賃の割引も適用されます。(P102参照)

■大田区内で利用できるタクシー会社・自動車燃料販売店

移送サービス利用券の利用できるタクシー会社・区内の燃料販売店については、窓口へお問い合わせください。また、大田区ホームページでも閲覧できます。

福祉有償運送

国の登録を受けたNPO法人等が実施する移送サービスです。車いすで乗車できる福祉車両と車いす乗車装置のないセダン型車両があります。

■対象

次のいずれかに該当する方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方
- ④介護保険法に規定する要介護認定を受けている方
- ⑤介護保険法に規定する要支援認定を受けている方
- ⑥介護保険の基本チェックリストに該当する方
- ⑦①～③以外の肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいがある方

■費用

運行団体により異なります。また、団体の入会金、年会費が必要です。

※移送サービス利用券（P92）が利用できます。

■申込方法

次の運行団体に直接お問い合わせの上、会員となってください。

■運行団体

（令和7年4月現在）

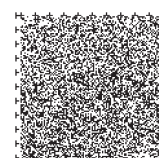
団 体	電話番号 FAX番号	備 考
NPO法人 たすけあい大田はせさんず	☎03-5747-2610 FAX03-5747-2620	福祉車両、 セダン型車両
NPO法人 サポートぱんぷきん	☎03-3761-0582 FAX03-3761-5070	福祉車両、 セダン型車両
NPO法人 もっけだの	☎03-3726-0149 FAX03-3726-0789	福祉車両、 セダン型車両

■窓口

福祉管理課

☎03-5744-1721

FAX 03-5744-1520





地 自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許（第一種普通自動車免許）を取得する身体障がい者に教習費用の一部を助成します。

※原則として教習所で教習を始める前に申請してください。

なお、普通車の限定解除に要する経費の一部についても助成します。

■対象

18歳以上の身体障がい者で、運転免許試験場の適正試験（運動能力）に合格していて次のいずれの要件にも該当する方

- ①身体障害者手帳1～3級（内部障がいは4級以上で歩行困難な方、下肢、体幹機能障がい4・5級で歩行困難な方も含む）
- ②申請をする日の3か月前から引き続き大田区内に住所を有すること
- ③本人の前年（申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）の所得税の年額が40万円以下
- ④他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていないこと

■認定資格の消滅

- ①死亡したとき
- ②大田区内に住所を有しなくなったとき
- ③免許取得を放棄したとき

■助成額

教習所入所料、技能、学科教習料、教材費に相当する費用のうち最高144,200円（所得税非課税の方は164,800円）まで。（普通車の限定解除の費用については20,600円まで）

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①マイナンバーの確認ができる書類
- ②身体障害者手帳
- ③適正試験（運動能力）の結果を明らかにした書類
- ④前年（申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては前々年）の所得税額を証明するもの

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

地 自動車改造費の助成

身体障がい者が自動車を取得するとき、その自動車に必要な改造に要する費用を助成します。

※必ず改造する前に申請してください。

■対象

次のいずれの要件にも該当する方

- ①身体障害者手帳1～3級の上肢、下肢又は体幹機能障がい者
- ②就労等に伴い自ら運転する自動車を所有する場合（20歳未満の方は親の所有でも可）
- ③本人の前年（申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては前々年）の所得税の年額が40万円以下
- ④改造の必要性が運転免許証で確認できる方
- ⑤本制度の助成を受けてから2年以上経過していること

■補助額

操向装置及び駆動装置等の改造に要した経費で、1台133,900円以内

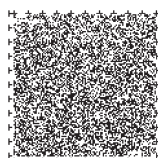
■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①マイナンバーの確認ができる書類
- ②身体障害者手帳
- ③改造を行う業者の見積書
- ④運転免許証等
- ⑤前年（申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては前々年）の所得税額を証明するもの

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





重度身体障害者ガイドヘルパー派遣

18歳以上の上肢・下肢・体幹のいずれかの障がい程度が1級又は2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、自力で移動することが困難な重度の肢体不自由者で、外出時の付き添いが得られない場合にガイドヘルパーを派遣します。

■内容

社会生活上不可欠な外出（通院・通勤は除く）、及び余暇活動等で外出する際の付き添い。ただし、障害者総合支援法のサービス及び介護保険のサービスが利用できる方は、各制度が優先されます。

また、次のいずれかに該当する場合には、対象者から除外されます。

- ①全身性障がい者の方
- ②重度脳性まひ者介護事業を受けている方

- ③施設に入所している方
- ④病院等に入院している方

■利用方法

- ①事前に申請登録が必要です。
- ②ガイドヘルパー名簿により、直接ヘルパーに利用を申し込んでください。

■費用

派遣した時間のうち1か月あたり30時間を超える分については障がい者本人の所得に応じて自己負担（0円～940円／1時間あたり）があります。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

東京都ガイドセンター 視

視覚に障がいのある方で、都内から他道府県を訪れる場合、ガイドセンターをご紹介します。また、都外にお住まいの方が、都内に来られる場合、ガイドヘルパーをご紹介します。2週間前までにお申し込みください。

■費用

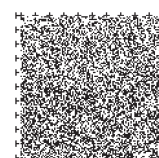
紹介料無料。利用料は1時間930円。各他道府県センターにおける利用料は、その定める基準に従います。

■窓口

東京都ガイドセンター
〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2
日本視覚障害者センター内
☎03-5272-0996
FAX 03-3200-7755
Eメール jigyou@jfb.jp

車いすの貸出し

	区 制 度	社会福祉協議会	都 制 度
対象	区内に在住の心身障がい者（児）	区内在住で短期間又は緊急に必要とする方	都内在住の心身障がい者及びその関係団体等
費用	無料（ただし、運搬は借受人が行うこと）		
貸出期間	3か月	2か月	3か月
窓口	上池台障害者福祉会館 〒145-0064 上池台5-5-1 ☎03-3728-3111 FAX 03-3726-6677	大田区社会福祉協議会 〒144-0051 西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター5階 ☎03-3736-5555 FAX 03-3736-5590 地域の車いす貸出場所（車いすステーション・貸出期間1か月）もあります。	東京都心身障害者福祉センター 障害認定課認定調整担当 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 セントラルプラザ14階 ☎03-3235-2961 FAX 03-3235-2959





地 意思疎通支援事業 (聴)

● 大田区登録手話通訳者・奉仕員の派遣

■対象

身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者

■内容

聴覚障がい者が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者・奉仕員を派遣します。

■費用

無料(全額公費負担)

■利用方法

①事前に登録が必要です。

②手話通訳を必要とする時は、おおむね5日前までに申し込んでください。

■窓口

障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

FAX 03-6303-7171

☎03-5728-9355

Eメール ota@tokyo-shuwacenter.or.jp

● 東京手話通訳等派遣センター登録手話通訳者の派遣

■対象

身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者

■内容

聴覚障がい者が手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。

なお、大田区外への派遣については窓口にご相談ください。

■費用

無料(全額公費負担)

■派遣の申込

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27

第3ヒカリビル5階

FAX 03-3354-6868

☎03-3352-3335

Eメール haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

■その他の問合せ

障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

FAX 03-6303-7171

☎03-5728-9355

Eメール ota@tokyo-shuwacenter.or.jp

● 要約筆記者の派遣

文字での支援が必要な中途失聴者・難聴者のコミュニケーション手段としての要約筆記者を派遣します。

■対象

主に身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者及び聴覚障害者団体

■内容

聴覚障がい者が意思疎通を円滑にするために必要とする場合に、要約筆記者を派遣します。

■費用

無料(全額公費負担)

■派遣の申込

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27

第3ヒカリビル5階

FAX 03-3354-6868

☎03-3352-3335

Eメール youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

■その他の問合せ

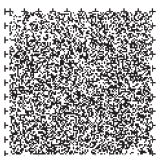
障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

FAX 03-6303-7171

☎03-5728-9355

Eメール ota@tokyo-shuwacenter.or.jp





聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し

聴

都内在住者で、身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者及びその保護者、聴覚障がい者団体などに対し、聴覚障がい者が聞こえる人との意思疎通、又は社会活動についての知識の習得のために必要な場合、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）・磁気ループ（ヒアリングループ）・オーバーヘッドカメラ（OHC）・ビデオプロジェクターを貸し出します。

■費用

無料

■窓口

東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課
〒160-0022 新宿区新宿2-15-27
第3ヒカリビル5階

FAX 03-3354-6868

☎03-3352-3359

Eメール yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp

盲ろう者向け 通訳・介助者派遣事業

視 聴

■対象

都内にお住まいで、視覚と聴覚の両方の障がいがある身体障害者手帳に記載されている方（盲ろう者（児））

■事業内容

日常生活等における通訳・介助

■費用

無料。なお、移動時の交通費等は通訳・介助者の分も含めて利用者の負担になります。詳しくは右記窓口までお問い合わせください。

■窓口

東京都盲ろう者支援センター

〒162-0832 新宿区岩戸町4番地
87ビルディング岩戸町2階

FAX 03-6228-1283

☎03-6228-1282

Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

URL <http://www.tokyo-db.or.jp>

電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方と聴覚障害者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で即時双方向につながり公共インフラとしてのサービスです。利用登録、利用方法、サービス内容は、問合先へご確認ください。

■問合先

（一財）日本財団電話リレーサービス

☎03-6275-0912

FAX 03-6275-0913

Eメール info@nftrs.or.jp

手話・文字チャット

<https://www.nftrs.or.jp/contact/>

（午前9時30分から午後5時 年末年始除く）

ヨメテル（文字表示電話サービス）

ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。24時間365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。利用登録、利用方法等は、問合先へご確認ください。

■問合先

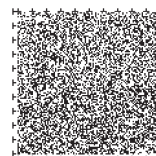
（一財）日本財団電話リレーサービス

☎0120-328-123

文字チャット・Eメール

<https://www.yometel.jp/contact>

（午前9時30分～午後5時 年末年始除く）





補助犬の給付

■対象

18歳以上の身体障がい者で、次のいずれにも該当する方。

- ① ・盲導犬……視覚障がい1級
・介助犬……肢体不自由1・2級
・聴導犬……聴覚障がい2級
- ②都内におおむね1年以上居住していること
- ③所定の宿泊訓練を受け、補助犬の飼育ができること
- ④自宅以外の場合は、補助犬の飼育について家屋の所有者、管理人の承諾が得られること
- ⑤世帯の所得税額が平均月額77,000円未満であること

⑥所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること

⑦社会生活への参加に効果があると認められること

■費用 無償（ただし、飼育費は自己負担）

■委託先

盲導犬については、アイメイト協会
（〒177-0051 練馬区関町北5-8-7
☎03-3920-6162）及び日本盲導犬協会
（〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-9
☎045-590-1595）に、育成と視覚障害者の歩行訓練を委託

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

各種の交通運賃の割引

● J R・私鉄運賃の割引

心身障がい者（児）とその介護人がJ R線・連絡会社線を利用する場合運賃が割引になります。連絡会社線とはJ R線と連絡運輸（乗車券の通し発売）等をしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線・航路等）です。

■割引率

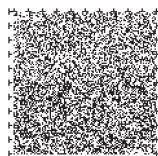
利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種心身障害者（児）が介護人付添いで利用する場合	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（J R線のみ）	5割 介護人同率	J R線及び連絡会社線の各駅相互間
12歳未満の第2種心身障害児で介護人付添いの場合	定期券（介護人のみ）		
第1種及び第2種心身障害者（児）が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	同上。ただし、片道の営業キロが100キロをこえる区間に限る。 （参考） 蒲田－熱海 90.2km 東京－宇都宮 109.5km

（注1）グリーン料金・特急料金は除かれます。また、12歳未満の心身障がい児については小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はありません。

（注2）私鉄は最低運賃制度をとっているため割引した額が最低運賃を下まわる場合は、最低運賃を支払います。

（注3）私鉄線については取り扱いが異なる場合がありますので、各私鉄線窓口へお問い合わせください。

（注4）精神障がい者を対象とした割引を受けるには、同乗者の運賃減額欄に第一種又は第二種の記載が必要です。記載をご希望の方は、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課（☎03-5320-4464）又は東京都立中部総合精神保健福祉センター（P36）へお問い合わせください。





■その他

- ①障害者ICカード（障がい者用Suica、障がい者用PASMO）

第1種身体障害者または第1種知的障害者の大人の方と介護する任意の方1名を対象に障害者本人及び介護者が同時かつ同一行程で鉄道またはバスに乗車する場合、自動改札機またはバス運賃機にタッチすることで、自動的に割引運賃が適用されます。

※第2種身体障害者及び第2種知的障害者の方、小児の方は対象外です。

※サービスの詳細については各社ホームページ等をご確認ください。

※障がい者用PASMOは、都営交通無料乗車券を搭載することができます。詳細は都営交通お客様センター（☎03-3816-5700）にお問い合わせください。

②戦傷病者の無料扱い

障害の程度により年1枚～12枚の乗車券・急行券引換証を交付します。引換証に必要事項を記入し、JR各駅の出札窓口で乗車券及び急行券と引き換えてください。戦傷病者手帳も持参してください。申請窓口は東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当

☎03-5320-4078

FAX 03-5388-1403

●都営交通の無料乗車券と割引

都内に居住する心身障がい者（児）などに都営交通（都バス・都電・都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付します。

* シルバーパスの所持者は除く。

■対象者及び申請に必要な書類

身体障害者手帳を所持する方	身体障害者手帳
愛の手帳を所持する方	愛の手帳
戦傷病者手帳特別項症～第5款症を所持する方	戦傷病者手帳
原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当受給者）	被爆者健康手帳及び厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書

- ・更新の場合は使用している無料乗車券もお持ちください。
- ・都営交通無料乗車券を磁気式からPASMOに変更の際は、使用している都営交通無料乗車券及びPASMOを、都営地下鉄定期券販売所に持参の上、お手続きください。

■割引率

- ①無料乗車券所持者は無料
②介護者の扱い

ア 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳（1度～4度）を所持する方の介護者が同乗する場合は、乗車する際に手帳を提示すると5割引になります。

イ 第2種身体障害者手帳を所持する方の介護者が同乗する場合は、乗車する際に手帳を提示すると5割引になります。ただし、都営地下鉄については心身障がい者の方が12歳未満で、かつ定期券を利用している時のみ介護者割引（5割引）を受けられます。

※都バスの定期券は3割引です。

※介護者割引は介護人が、いずれの場合も心身障がい者（児）と一緒に乗車する場合で、かつ各種手帳の提示が必要です。

■有効期間

3年間

新規の方は、誕生日の属する月の月末のため3年より短くなる場合があります。

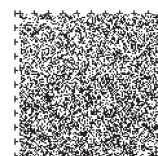
■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555





● 精神障害者都営交通乗車証（無料）

■対象者

都内に住所を有し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※シルバーパス又は他の障害者等の無料乗車券をお持ちの方を除く。

■申請方法

精神障害者保健福祉手帳（別冊を含む）を持参し、窓口で申請してください。

※継続の場合は、使用している乗車証もお持ちください。

■有効期間

発行から2年間です。

有効期限の13日前から継続手続きできます。

■窓口

①PASMO及び磁気券

都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

②紙券

都電又は都バスの定期券発売所

● 民営バスの割引

障がい者（児）とその介護者が民営バスを利用するとき、料金が割引になります。

■対象

身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する方（シルバーパスの所持者は除く）とその介護人・精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のもの）を所持する方

■利用路線

東京都内を運行する乗合バス会社の都内路線

■割引率・利用方法

■申請に必要な書類等

身体障害者手帳・愛の手帳

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

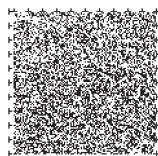
障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

利用区分	対象者	割引率	利用方法
手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合	①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のもの） ①、②又は③をお持ちの方	5割	乗車時に手帳を提示
介護人付き添いで利用する場合	①第1種身体障害者手帳 ②愛の手帳 ①又は②をお持ちの方と介護人	5割 （介護人同率）	上記窓口で発行された「心身障害者民営バス乗車割引証①」を乗車時に提示
定期券を購入する場合	①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ①又は②をお持ちの方と①又は②の介護人	3割 （介護人同率）	上記窓口で発行された「定期券割引購入申込書」を購入時に提示

※バス会社ごとに割引になる条件が異なります。定期券の購入等は、バス会社にお問い合わせいただき、対象になる場合ご申請いただきますようお願いいたします。





● 有料道路通行料金の割引

■対象となる範囲

対象者	自動車を登録する場合		自動車を登録しない場合
	所有者	自動車の種類	保有自動車なし・保有自動車を利用できない場合など
①身体障害者手帳所持者が運転する場合	障がい者 障がい者の家族	乗用車（※2）	乗用車（※2） レンタカー等
②身体障害者手帳第1種（※1）の方が移動するために介護者が運転する場合	障がい者 障がい者の家族		乗用車（※2） レンタカー
③愛の手帳1度、2度の方が移動するために介護者が運転する場合	日常的に介護する方		福祉有償運送車両 タクシー等

※1 P41 - 44 身体障害者障害程度等級表の網掛け部分

※2 乗用車、身体障がい輸送車等、貨物自動車、二輪車（125cc超）で一定の要件があります。

■割引率

約50%

■申請手続

①必要な書類等

自動車を登録する場合	㊦身体障害者手帳又は愛の手帳 ①運転免許証等（本人運転の場合）（※1.2） ㊧自動車検査証原本、軽自動車届出済証原本又は電子車検証（加えて自動車検査証記録事項） ①割賦購入又は長期リースの場合は、契約書
上記に加えETCの利用登録をする場合	㊦ETCカード（原則、障がい者本人名）（※1） ㊧ETC車載器セットアップ申込書、証明書（※1）
自動車を登録しない場合	㊦身体障害者手帳又は愛の手帳 ①運転免許証等（本人運転の場合）（※1.2）

※1 更新時、前回申請時から変更ない場合は不要

※2 マイナ免許証の場合は、マイナポータル等で読み取りの上、免許証の画面を提示ください。

②手帳への記載

- ・自動車登録番号又は自動車登録なし
- ・有効期限
- ・介護者運転割引の対象

■利用方法

①現金支払等（一般レーン等）

手帳を提示して、記載事項の確認を受け所定の通行料金を支払います。

②ETC利用

「ETC利用対象者証明書」を有料道路ETC割引登録係へ郵送後、ETC利用開始通知が届いてからETC専用レーンの割引通行利用ができます。

※登録したETC車載器に登録したETCカードを挿入した場合のみ割引が適用。

※手帳は常時携帯してください。また、ETC利用登録者は、登録していない自動車利用時にも常時ETCカードを携帯してください。

■変更手続

住所変更、自動車買替やETCカードの変更等の場合に必要となります。

■更新手続

有効期限の2か月前から行うことができます。

■オンライン申請

ETC利用の方は、オンラインによる申請ができます。申請方法は、オンライン申請受付サイト又は有料道路ETC割引登録係にご確認ください。

<https://www.expressway-discount.jp>

■問合先

①制度について

NEXCO東日本お客様センター

☎0570-024-024又は

☎03-5308-2424

②登録申請（オンライン申請）等について

有料道路ETC割引登録係

☎045-477-1233

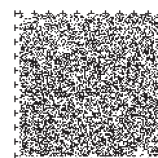
■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555





● タクシー運賃の割引

障がい者（児）がタクシーを利用するときは手帳の写真による本人確認により運賃が割引されます。乗車時に乗務員にお問い合わせください。なお、障がい者（児）が乗車していない区間は、割引の対象外となります。詳しくは、問合先にお問い合わせください。

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方

■割引率

1 割

運賃の 1 割が割り引かれ、精算ユニットに割引後の運賃が表示されます。

（精神障がい者割引につきましては一部未実施の事業者があります）

■問合先

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会

☎03-3264-8080

● 航空運賃の割引

心身障がい者（児）が航空機を利用するとき、手帳を提示すると運賃が割引されます。

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。

介護者も対象になる場合があります。

■割引

割引運賃の適用範囲や割引率等の詳細は、各航空会社にお問い合わせください。

■取扱区間

日本航空、全日空等の国内線区間

■手続き

航空券の購入及び搭乗手続きの際、割引適用に必要な各手帳を提示。

■問合先

各航空会社

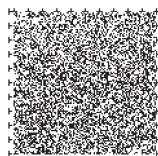
● フェリー運賃の割引

身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、フェリーを利用するとき運賃が割引になる場合があります。なお、対象となる障がいの種別、介護人の割引、割引率、割引対象船室などについては会社により異なりますので、詳しくは各フェリー会社に直接お問い合わせください。

■問合先 各フェリー会社

（東京、久里浜から出航する会社のみ掲載）

東京湾フェリー	☎046-835-8855
東海汽船	☎03-5472-9999
オーシャン東九フェリー	☎0570-055-048





駐車禁止規制の除外

■対象

都内に住所を有し、下記の障がいの区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

■申請者

申請は原則として本人が行ってください。ただし、申請者が未成年者、知的障がい者又は精神障がい者の場合や、身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は、申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族もしくは姻族、又はパートナーシップ関係の相手方を申請代理人として申請することができます。

■駐車の方法

「駐車禁止等除外標章」を前面窓ガラスの見やすい箇所に掲出してください。運転者が、車両を離れ直ちに運転することができない状態で駐車する場合（放置駐車となる時）は、運転者の連絡先又は用務先を分かりやすく記載した書面を警察官等が確認できるよう標章

とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

■駐車できる場所

①公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分であること。

②時間制限駐車区間（パーキングメーター、パーキングチケット）については、指定された駐車枠（白線）内に限る。

なお、次のような駐車はできません。

㊦駐停車禁止場所の駐車

㊧法定駐車禁止場所の駐車

㊨駐車の方法に従わない駐車

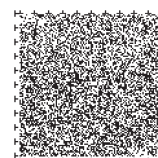
㊩車庫代わり駐車、長時間駐車

㊪身体障がい者等本人が現に使用中と認められない場合

※公安委員会による駐車禁止規制から除外される場所が道府県によって異なる場合があることから、東京都以外において使用する場合は、事前に当該道府県に確認してください。

手帳の種別	障がいの区分		障がいの級別	
身体障害者手帳	視 覚 障 が い		1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1	
	聴 覚 障 が い		2 級又は 3 級	
	平 衡 機 能 障 が い		3 級	
	肢体不自由	上 肢 機 能 障 が い		1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2 ※
		下 肢 機 能 障 が い		1 級から 4 級までの各級
		体 幹 機 能 障 が い		1 級から 3 級までの各級
		運 動 機 能 障 が い	上 肢 機 能	1 級又は 2 級（1 上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
			移 動 機 能	1 級から 4 級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい		1 級又は 3 級	
	免 疫 機 能 障 が い、肝 臓 機 能 障 が い		1 級から 3 級までの各級	
（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）				
戦 傷 病 者 手 帳	上肢、下肢機能障がい、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい、肝臓機能障がい		特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障がい		特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛 の 手 帳 （東京都療育手帳）	1 度又は 2 度			
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1 級			
小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 受 給 者 証	色素性乾皮症の支給認定を受けている方			

※肢体不自由の上肢機能障がい「1 級・2 級の 1 又は 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に障がいがある方です。





■申請手続・窓口 都内のいずれかの警察署に次の書類をお持ちください。

- ①身体障害者手帳等（対象となる手帳等）②住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）
※代理人による申請の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し等）及び申請代理人本人の確認ができる運転免許証や健康保険証などを持参してください。

大 森 警 察 署	〒143-0014 大森中1-1-16	☎03-3762-0110
田 園 調 布 警 察 署	〒145-0071 田園調布1-1-8	☎03-3722-0110
蒲 田 警 察 署	〒144-0053 蒲田本町2-3-3	☎03-3731-0110
池 上 警 察 署	〒146-0082 池上3-20-10	☎03-3755-0110
東 京 空 港 警 察 署	〒144-0041 羽田空港3-4-1	☎03-5757-0110

（注）申請書は各警察署にあるほか、警視庁のホームページからもダウンロードできます。

■問合先

警視庁駐車対策課 ☎03-3581-4321（代表）

申請に係ること、駐車の方法や駐車できる場所の詳細は、上記窓口又は問合先にお問い合わせください。

高齢運転者等専用駐車区間制度

■対象

都内に住所を有する方で、普通自動車を運転することができる運転免許証を受けている次の方が運転する普通自動車に限られます。

- ①70歳以上の方
- ②聴覚障がい又は肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方
- ③妊娠中又は出産後8週間以内の方

■申請場所

都内のいずれかの警察署

■申請に必要な書類

- ①運転免許証
- ②自動車検査証（写し可）
- ③妊娠中又は出産後8週間以内の方は、母子健康手帳などの書類が必要です。

■駐車できる場所

「標章車専用」と標識が設置されている場所

- ①高齢運転車等専用駐車区間
- ②高齢運転車等専用時間制限駐車区間

「高齢運転者等標章」を前面窓ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

なお、②の時間制限駐車区間に駐車するときは、パーキングメーターを作動させ、又はパーキングチケットの発給を受け、決められた時間を守り、時間制限駐車区間における駐車の方法に従って駐車してください。

※駐車禁止等除外標章の交付を受けている方は、高齢運転者等専用駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間においても、駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を掲出すれば駐車することができます。

■申請窓口

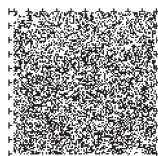
上記「駐車禁止規制の除外」の窓口参照

■問合先

警視庁駐車対策課

☎03-3581-4321（代表）

申請に係ること、駐車の方法や駐車できる場所の詳細は、上記窓口又は問合先にお問い合わせください。





自転車等駐車場の定期利用

区営自転車等駐車場の定期利用（登録制・有料制の一部）については、身体に障がいがあり、日常生活を営むにあたり自転車の利用を欠かすことができない方に対する優先承認を行っています。

■利用申込方法

駐車場名に☆印がついている自転車等駐車場については、毎年12月中旬から1月末にかけて申請を受け付けます。

所定の申請書に必要事項を記入し、身体障害

者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のコピー又は医師の診断書（医師が自転車等の利用の必要性を欠かすことができないことを明記したもの）を添付して申請してください。（郵送可）

☆印以外の駐車場については、各駐車場の窓口にて申込を受け付けますが、優先承認は行っていません。

■問合先

都市基盤管理課 ☎03-5744-1390

大森地区

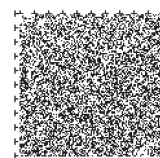
駐車場名		所在地	
大森駅山王小前	☆	山王 1 - 26 先	登録
大森駅東口	※	大森北 1 - 1・12 先	有料
大森駅西口	☆※	山王 2 - 8	有料
大森駅入新井	※	大森北 4 - 27、1 - 39	有料
大森駅入新井公園		大森北 1 - 20 先	有料
平和島駅前国道下	※	大森北 6 - 29 先	有料
馬込駅前	※	東馬込 1 - 32 先	有料
西馬込駅前	☆※	西馬込 2 - 20	有料
池上駅前	※	池上 6 - 8	有料
大森町駅	※	大森西 3 - 21 先	有料
梅屋敷駅	※	大森西 6 - 15 先	有料
西馬込駅前第二	※	西馬込 2 - 18	有料

調布地区

駐車場名		所在地	
北千束駅前	☆	北千束 2 - 15 先	登録
長原駅交番横	☆	上池台 1 - 7 先	登録
長原駅北側	☆	上池台 1 - 4 先	登録
洗足池駅前	☆	東雪谷 1 - 1・27 先 南千束 2 - 1 先	登録
石川台駅一の橋	☆	東雪谷 2 - 11 先	登録
雪が谷大塚駅前	☆	南雪谷 2 - 17 先 雪谷大塚町 8・9 先	登録
鵜の木駅前	☆	鵜の木 2 - 4	登録
鵜の木駅前交番横	☆	鵜の木 1 - 16	登録
沼部駅前	☆	田園調布本町 28	登録
多摩川台公園下	☆	田園調布 1 - 56	登録
多摩川駅前	※	田園調布 1 - 53・55・56 先	有料
田園調布駅南	☆※	田園調布 2 - 62	有料
長原駅前	※	上池台 1 - 18	有料
大岡山駅前地下	☆※	北千束 3 - 27 先	有料
石川台駅前	※	東雪谷 2 - 24	有料
石川台駅線路脇		東雪谷 2 - 4・6 先	有料
久が原駅前第二		東嶺町 34	有料

蒲田、荏谷・羽田地区

駐車場名		所在地	
蒲田呑川右岸	☆	蒲田 5 - 3・4・5・6 先	登録
蒲田あやめ橋	☆	蒲田 5 - 27 先	登録
蓮沼	※	西蒲田 7 - 38 先	有料
蒲田駅西口	☆※	西蒲田 8 - 1 先	有料
蒲田駅東口	☆※	蒲田 5 - 12 先	有料
蒲田交差東口	☆	蒲田 5 - 3 先	有料
日本工学院地下	※	西蒲田 5 - 24	有料
下丸子駅前	※	下丸子 3 - 1 先	有料
アロマ地下	※	蒲田 5 - 37	有料
蒲田駅東口環八横	※	蒲田 5 - 47 先	有料
京急蒲田駅本線高架下	※	蒲田 4 - 48 先	有料
京急蒲田駅空港線高架下	※	南蒲田 1 - 20 先	有料
産業プラザ横	※	南蒲田 1 - 20	有料
蒲田駅西蒲田公園	※	西蒲田 8 - 6	有料
矢口渡駅前	※	多摩川 1 - 19・20 先	有料
蒲田五丁目45番		蒲田 5 - 45	有料
雑色駅西口 (定期新規申込不可)	※	仲六郷 2 - 29	有料
雑色駅高架下	※	仲六郷 2 - 40 先 仲六郷 3 - 7 先	有料
天空橋駅前	※	羽田空港 1 - 1	有料
荏谷駅	※	西荏谷 4 - 12 先	有料
荏谷駅前地下	※	西荏谷 4 - 29 - 16	有料





生活圏をひろげる

7

■費用

登録制では、自転車は年額3,000円、原動機付自転車は年額4,000円の登録手数料が必要です。

有料制では、自転車は月額500～2,000円、原動機付自転車（50cc以下）は月額3,000円の使用料が必要です。

有料制使用料については、都市基盤管理課にお問い合わせください。

また、駐車場名欄に※がついている駐車場では一時利用ができます。

●一時利用のみ可能な自転車駐車場

優先承認は行っていないが、一時利用のできる駐車場があります。

駐車場名	所在地
大森複合施設ビル地下	大森北1-10-14
馬込坂下	西馬込1-19先
大森駅西口臨時	山王2-3先
昭和島駅前	昭和島2-2先
大森海岸駅前臨時	大森北2-18先
流通センター駅前	平和島6-2先
蒲田五丁目44番	蒲田5-44
蒲田駅西口臨時駐輪帯（2時間限定）	西蒲田7-1、2先
蒲田駅東口臨時駐輪帯（2時間限定）	蒲田5-12先
蒲田駅東口陸橋下	蒲田5-13先
区役所本庁舎前	蒲田5-40
蒲田駅西口御園	西蒲田7-70先
蒲田駅西口環八下	新蒲田1-1
蒲田駅西口呑川横	西蒲田5-13先
六郷土手	仲六郷4-31先
千鳥町駅前	千鳥3-7先
南前堀	羽田旭町10先
穴守稻荷駅前	羽田4-11
雪谷大塚町	雪谷大塚町1
久が原駅前	南久が原2-7
久が原駅前第三	南久が原2-1-18
御獄山駅前第一	北嶺町11
御獄山駅前第二	北嶺町37
洗足池公園前	南千束2-33先

